

計算書類に対する注記

重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

定率法によって償却している。

- ① 平成10年4月1日以後取得した建物については定額法による。
- ② 取得価額10万円以上20万円未満の資産は一括償却資産として償却する。
- ③ 取得価額30万円未満の資産は小額減価償却資産として措置法特例を適用する。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金、預金、未収金、仮払金、未払金、預り金、仮受金を含めている。